

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅入居者の選考及び決定
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例第7条第2項、第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第6条、第7項、第8条、第9条 栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例抜粋 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの</p> <p>(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもの(所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>(3) 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって市長が定める基準に該当するもの(所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合は、入居することができない。</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから、特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」とい</p>	

う。) に対し通知するものとする。

(入居者の選定)

第8条 入居の申込みを受理した戸数が特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合には、抽選その他の公正な方法により入居者を選定するものとする。

(入居者の選定の特例)

第9条 市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で、市長が定めるものについては、省令第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。

栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則抜粋

(所得基準)

第2条 条例第6条第1項の規定による所得の基準は、15万8,000円以上48万7,000円以下とする。